

資料番号	5
------	---

令和8年5月25日
課名 土木建築局港湾漁港整備課
担当者 課長 前原
内線 4002

高潮浸水想定区域の指定について

1 要旨・目的

近年、国内外で想定を超える浸水被害が多発していることから、想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制の充実・強化が求められている。

本県では、これまでに高潮による浸水の範囲・水深と浸水継続時間を公表していたが、地域の警戒避難体制を充実させることを目的とし、この内容について高潮浸水想定区域の指定に向けた取組を進める。

2 現状・背景

平成27年に水防法が改正され、想定し得る最大規模の台風を基に高潮浸水想定区域を指定する必要性が生じた。

国は、海岸周辺における円滑かつ迅速な避難等に資する措置を速やかに講じるため、できるだけ早期に区域指定するよう求めている。

本県では、指定に先立って、高潮の危険性に対する県民の防災意識の向上を図ることを目的とし、令和3年に想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域図（範囲・水深）を公表し、令和4年に浸水継続時間を公表している。近年、県内自治体等で避難体制の構築に向けた検討が進められてきており、高潮防災に関する気運が高まってきたため、令和3・4年の公表内容を基に、今回、指定の手続きに進むものである。

3 概要

(1) 対象者

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町および大崎上島町の住民

(2) 事業内容

ア 指定内容等

(ア) 高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を、範囲や水深、浸水継続時間を明らかにして、高潮浸水想定区域として指定する。

(イ) 高潮浸水想定区域として指定する範囲、水深及び浸水継続時間は別紙のとおり。

イ 主な指定の効力（義務）

(ア) 市町村長は、この区域指定に基づいて地域防災計画やハザードマップを作成・活用する。（水防法第15条）

- (イ) 地下街（紙屋町シャレオなど）、要配慮者利用施設等の所有者等は、避難確保計画の作成、訓練を実施する。（水防法第 15 条の 2、3）
- (ウ) 宅地建物取引業者は、区域指定に基づくハザードマップが作成・周知された場合、その旨を取引の相手方に重要事項として説明する。（宅地建物取引業法第 35 条）

(3) 予算

—

4 スケジュール（予定）

令和 8 年 12 月の指定完了を目指し、関係市町への説明等準備を進める。

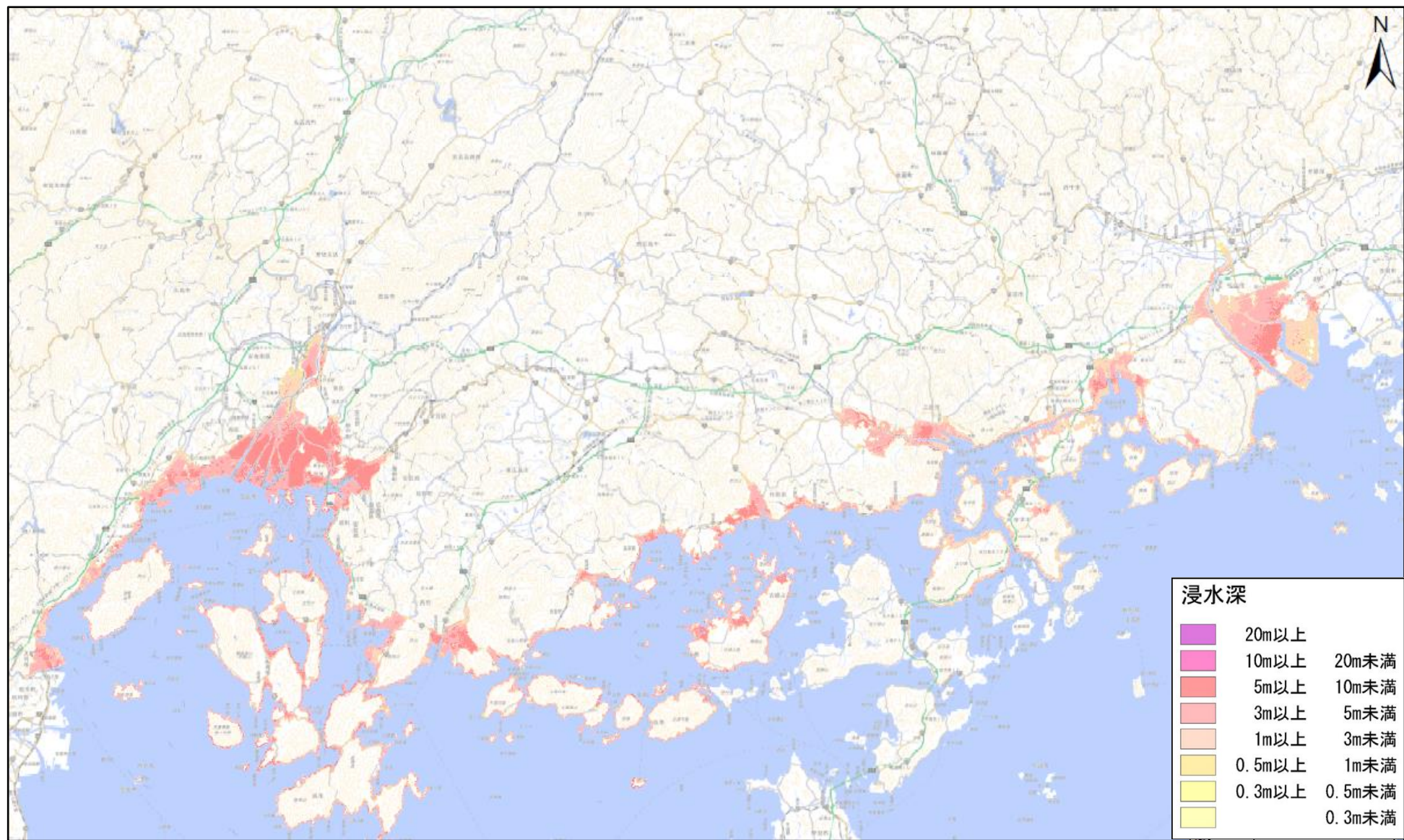


図1. 高潮浸水想定区域図（浸水域及び浸水深）（広島県沿岸全域イメージ図）

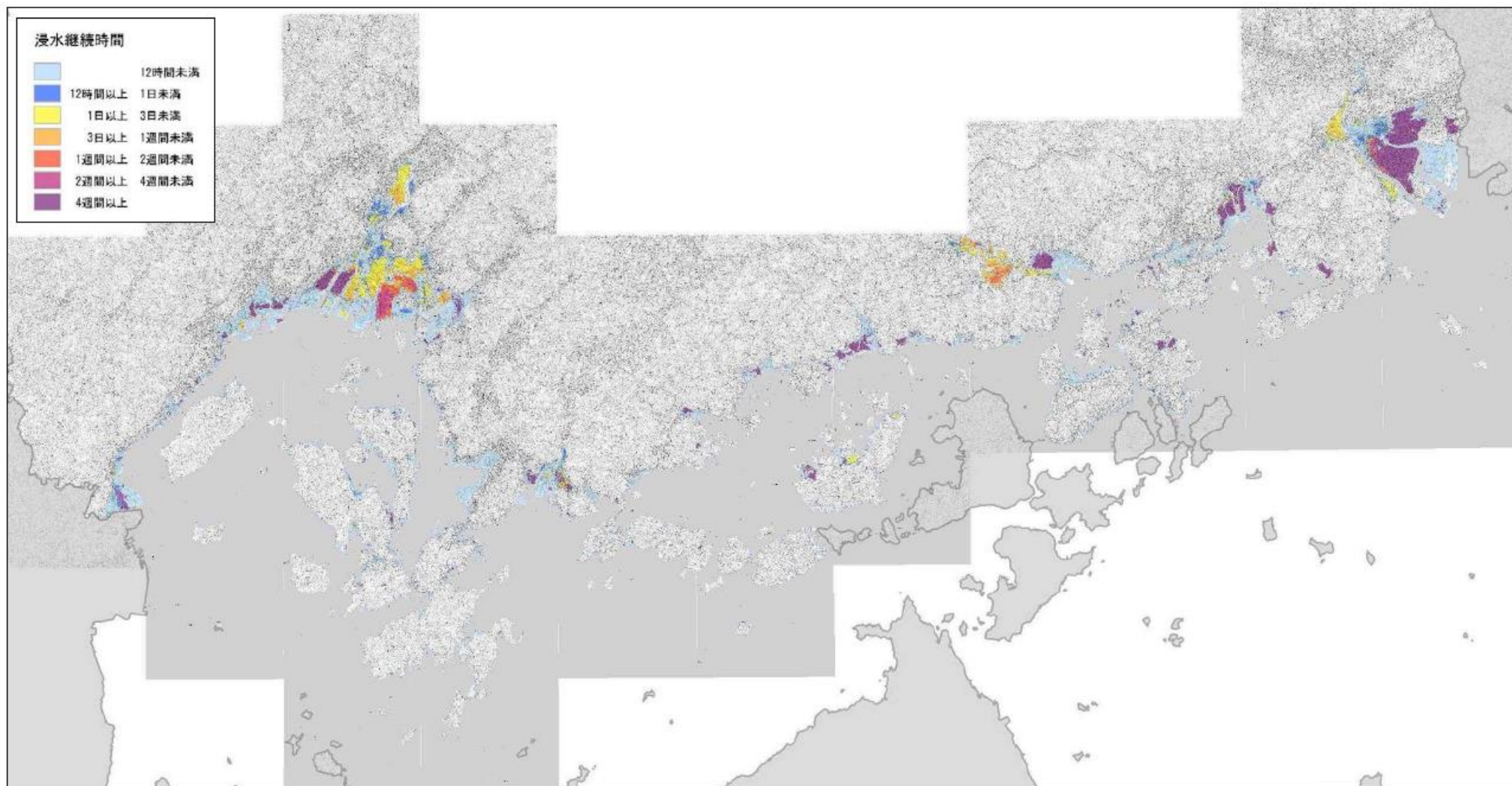


図2. 高潮浸水想定区域図（浸水継続時間）（広島県沿岸全域イメージ図）
 ※浸水深が50cmを上回ってから50cmを下回るまでの時間